令和３年５月

中学３年生徒・保護者 様

宇都宮短期大学附属高等学校長
須 賀　英 之

男子サッカー部説明会および練習会について(ご案内)

本校では一日体験学習の一環として、中学３年生(男子生徒希望者)を対象に、下記により「男子サッカー部説明会」・「同練習会」を実施いたします。新型コロナウイルス感染症予防を考慮し三密を避けるようにいたします。

つきましては、本校男子サッカー部にご関心のある生徒の皆様には、ぜひご希望の日にご参加くださるようお願いいたします。本校ホームページ・インフォメーションの「男子サッカー部説明会・練習会参加申込書」にご記入いただき、その写真をメールに添付してお申込みください。

なお、この説明会・練習会は各中学校長先生にもお知らせしてあります。

記

１．日　時　（１）オンライン「zoom」での本校サッカー部の説明会

８月 29 日(日)　17：00～17：40

・練習内容、部活動生徒の学校生活、文武両道を実現するアスリートサポート等

ＱＲコード

・Zoom のミーティング ID とパスワードは登録いただいたメールアドレスにお知らせします。

（２）練習会

８月 10 日(火)　 9：00～11：30　(10 日と 22 日の練習会の内容は同一です)

８月 22 日(日)　15：00～17：30

・ゲーム形式の紅白戦(参加人数に応じてグループに分けます)、講評

新型コロナウイルス感染防止により日程に変更が生じた場合は、ホームページに掲載します。

２．場　所　　宇都宮短期大学附属高等学校 第２グラウンド 人工芝サッカー場　宇都宮市睦町１－３５
（本校舎南側）

３．持参品　　ユニフォーム、スパイク、すねあて、飲み物

４．お申込み　本校ホームページの「男子サッカー部説明会・練習会参加申込書」にご記入いただき、写真をメールに添付して参加希望日の１週間前までにお申込みください。

【備考】 参加者全員に「傷害保険(内容は HP ご参照)」を加入いたします。保険料は本校負担といたします。

≪お問い合わせ先≫　男子サッカー部　部長　木村 政治　電話　028-634-4161（代）
mail　info@utanf-jh.ed.jp

送信先　e-mail　info@utanf-jh.ed.jp

<参加申込書>

返信宛先	宇都宮短期大学附属高等学校 男子サッカー部 部長 木村 政治

令和３年度
宇都宮短期大学附属高等学校
男子サッカー部 練習会参加申込書

中学校名	
クラブチーム名	
ふりがな	
生徒氏名	
保護者氏名 署名・印	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印 上記の者が貴校男子サッカー部の練習会に参加することに同意いたします。 なお、事故等における責任は傷害保険の範囲を超えて求めません。
保護者 緊急連絡先	
メールアドレス ZoomID送信のため	
参加予定日	いづれかに○ 8/10(火)　8/22(日)　8/29(日)(オンライン)
現在のポジション (練習会での班分けのためお伺いします)	複数選択可 GK　CB　右SB　左SB　ボランチ　右MF　左MF　FW

宇短大附属高校
第２グラウンド
人工芝サッカー場
南一の沢町
桜5
桜町ハイツ
鹿沼街道
宇都宮
少年鑑別所
睦町
桜小
桜3
桜1
睦町
文星芸術大附中
チサンマンション
中央公園
スーパーセンター
トライアル
ヤオハン
睦住宅
宇都宮短大附高
西大寛2
西大寛1
コメットチバ
プレジール寺崎
県立博物館
文星芸術大附高
県立博物館東
中央公園
睦町
宇都宮女子高
陽西通り
松本ハイツ
桜通り
六道町
第3明清ハイツ
プロムナード1
幸町
オリオン
第3ビル
富士見小

1 契約締結前におけるご確認事項

(1)商品の仕組み　契約概要

●この保険は、国内外を問わず、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(骨折、やけどなど)をした場合などに、保険金をお支払いします。
●基本となる補償およびセットすることができる主な特約(任意セット特約)は次のとおりです。

基本となる補償 (ケガの補償)	セットすることができる主な特約 (任意セット特約)	
死亡 後遺障害 入院 手術 通院	行事参加者の傷害危険補償特約	施設入場者の傷害危険補償特約

●上記主な特約をセットする場合の被保険者の範囲は、次のとおりです。

	被保険者の範囲
行事参加者の傷害危険補償契約	行事参加者全員もしくは行事参加者の一部として行事に参加する団体または複数の行事参加団体の行事参加者全員
施設入場者の傷害危険補償契約	施設利用客として施設に入場する方全員

(2)基本となる補償および保険金額の設定方法等

① 基本となる補償　契約概要　注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。
保険金の種類は複数のパターンで組み合わせていただくことが可能です。
また、保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は次のとおりです。
詳しくは、「保険の約款」をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)
手術保険金	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの金額をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10=手術保険金の額 ② ①以外の手術の場合 入院保険金日額×5=手術保険金の額 所定の手術とは
通院保険金	ケガにより通院(通院に準じた状態(※)および往診を含みます。)した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度) (※)骨折・脱臼・靱帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなどを常時装着した状態をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

●故意または重大な過失
●自殺行為、犯罪行為または闘争行為
●自動車・バイク・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ
●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)
●妊娠・出産・早産
●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
●地震・噴火またはこれらによる津波
●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)
●戦争・革命・内乱・暴動
●放射線照射・放射能汚染

など

契約概要　保険商品の内容をご理解いただくための事項　注意喚起情報　ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項　の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

ご希望のプランをご選択ください。	1	Aコース
給付項目	保険金額	
死亡・後遺障害	5,000千円	
入院保険金日額★	3,600円	
通院保険金日額	2,300円	
セットする特約	(P1) 往復途上傷害危険補償特約	